

令和5年度・第2回 富士見市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時	令和5年10月26日（木曜日） 午前・午 ^後 2時00分			
開催場所	富士見市役所1階 全員協議会室			
会議時間	開会	午前・午 ^後 2時00分	議長	吉野 欽三
	閉会	午前・午 ^後 3時00分		
出席者数	委員 15名 事務局員 7名			
出席委員	会長	吉野 欽三	委員	富士原 雅博
	会長代理	池内 八十四郎	委員	齊田 征弘
	委員	新井 明	委員	高橋 博
	委員	東海林 恵子	委員	塩野 浩
	委員	南 絢子	委員	石丸 聖良
	委員	向井 雅夫	委員	横手 正和
	委員	萩元 哲雄	委員	厚澤 茂男
	委員	濱田 英治		
欠席委員	委員	北村 善男	委員	三枝 寛
	委員	黒田 猛		
参 与				
事務局	市長	星野 光弘	保険年金課 主 任	白井 里沙
	市民部長	塩野 英樹	保険年金課 主 任	宇津木 玲奈
	保険年金課長	柏木 隆治		担当書記
	保険年金課 副 課 長	小澤 治彦		
	保険年金課 主 任	叶 拓人		
会議録署名委員	新井 明 委員 富士原 雅博 委員			

会 議 事 項

<富士見市国民健康保険運営協議会>

1 開 会 事務局

事務局より、運営協議会委員が18名のうち3名欠席の報告。※ 傍聴者なし

2 諮 問 市長が諮問書を朗読し、会長へ渡す。

3 運営協議会会長あいさつ 吉野会長

保険者挨拶 星野市長

(市 長 退 席)

4 会議録署名委員の選出

会長より、会議録署名委員の選出について諮り、会長一任で承認を得る。

会長が「新井委員」及び「富士原委員」を指名。

5 議 事

(1) 諮問事項

・諮問第1号（令和5年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正
予算について）

事務局より、補正予算について説明

(質 疑 応 答)

質疑： どのような出産が対象となるのでしょうか。

応答： 今回の減額の出産の定義なのですけれども、出産が妊娠85日以上の出産を
言いまして、死産や流産、人工中絶を含む場合も対象になります。また、早産の場
合も対象とさせていただいております。

(質 疑 終 了)

会長より、討論を行います。 「なし」の声

討論がなければ、採決。

<p>諮問第1号に賛成の方の挙手を願います。 「賛成者挙手」</p>
<p>挙手全員でありますので、諮問第1号は承認されました。</p>
<p>・諮問第2号（富士見市国民健康保険税条例の一部改正について）</p>
<p>事務局より、（富士見市国民健康保険税条例の一部改正について）説明</p>
<p>（ 質 疑 応 答 ）</p>
<p>質疑： 軽減期間中4か月ということですが、途中で転出したりとかした場合は、それは他市で継続になるのでしょうか。</p>
<p>応答： 軽減期間中に転出された場合は、例えば4か月軽減の方は富士見市で2か月分軽減されて、転出した先の市町村で2か月分軽減されるという形で、合計で4か月分軽減されるという形になります。ですので、富士見市と転出された市町村の合計で4か月という形になりまして、軽減の申請に関しては、転出先の市町村で改めて本人の方が申請をしていただくという形になります。</p>
<p>質疑： 転入してきた場合も同じということですね。</p>
<p>応答： おっしゃるとおりでございます。</p>
<p>質疑： 必ずこの対象になれば、どこにいても4か月の軽減は受けられるという形でよろしいのでしょうか。</p>
<p>応答： おっしゃるとおりでございます。今の説明のところでちょっと補足させていただきますと、本来は本人が転入なりしたところで申請していただくのですが、なかなかそれも難しいといえますか、ほかに担保できる手段ということで、保険者のほうで何らかの連絡票といったものを用意してその方にお渡しするとか、あるいは転出先のほうに電話連絡といったようなことで、漏れのないような形で行うようにというのが望ましいということで、厚労省のQ&Aにもございますので、そういうことで漏れのないような形で行ってまいりたいと思っております。</p>
<p>質疑： 転出ですとか、転入の場合はそのような対応になるのでしょうかけれども、</p>

<p>そういう方のほかにも転出をされていない方、出産で忙しく申請が遅れてしまった場合や単に提出し忘れた方の場合はどのようにになりますか。</p>
<p>応答： 基本的にはご本人様からの申請を想定しているのですがけれども、申請されない方にも中にもいらっしゃいますので、そうした方々に関しては、市民課のほうに情報がある出生届のデータを基に、こちらの保険年金課のほうで、職権で軽減の案内をさせていただこうという形で想定しております。</p>
<p>質疑： それが本人のほうで申請されなくても、ある程度こちらのほうで準備をして、その申請を受けてやったという形で処理するということですね。</p>
<p>応答： おっしゃるとおりでございます。</p>
<p>質疑： この制度について、私たちも今日教えていただいたのですがけれども、なかなか市民の方、特に妊婦さん、自分のことで忙しくてよく知らないと思うのですがけれども、そのPRとか周知については、例えば産婦人科さんでこういう制度がありますとか、何かPRなりの方法というのはございますか。</p>
<p>応答： 今考えていますのは、出生届ですとか、例えば市民課ですけれども、そちらのほうにリーフレットを置かせていただくとか、あるいは子育て支援課さんのほうに置かせていただくとか、そういったことでまずそこから周知をし始めて、条例改正、補正予算伴いますので、議会での議決をいただくようなタイミングで広報にも周知、載せたいというふうには思っております。</p>
<p>質疑： 単純なのですがけれども、4か月と6か月というのは何かの決まりなのか。例えば予定月と実際の分娩月は、月が変わった場合は、それでも4か月なのかということですか。</p>
<p>応答： ご質問ありがとうございます。</p>
<p>まず、4か月と6か月の違いなのですがけれども、4か月はお子様1人の妊娠に関しては4か月という形で、双子以上の、2人以上の妊娠の方に関しては6か月という</p>

形で予定しております、あと予定月と実際の月が違う場合なのですけれども、そちらに関しては特段差異があったとしても、改めて再提出等は求めずに、予定月で処理をさせていただくという形になります。

応答： 補足になりますが、4か月と6か月の根拠というようなところだと思うのですが、この制度につきましては国民年金の産前産後の保険料の免除というのが先行してございまして、それに合わせる形で国のほうで制度を設けているというようなところがございますので、そういったところが根拠になるのかなというふうには考えております。

質疑： 予定月と実際の分娩が月がずれてしまった場合、例えばこれが11月の予定の人が12月になったら、もう1か月余分というか、多くもらえるわけですよね。だから、予定と書いてあるところに意味があるのか、出生の実際の日が申請に関わってくるのか教えていただきたいです。

応答： 出産の予定月と実際の月なのですけれども、出産される前の申請に関しては、出産予定月で申請をいただきまして、出産後の申請に関しては、出産した月が確定となるので、出産した月で申請いただく形になるのですけれども、例えば11月出産の予定で、実際12月だった場合に関しては、申請が11月までにされているのであれば、11月出産予定でご提出いただいているので、11月出産で計算をして減額という形になりまして、改めて12月出産での計算はしないという形になります。

質疑： 予定と実際が月がまたいでしまった場合にどうなるのかというと、11月では対象になるけれども、12月は実際に生まれていれば、もう1か月もらえるような気がしたのです。そこはあくまでも予定月があれなのですか。そうすると、1か月のずれが生じますよね。だから、その予定月で申請するのは、いついつ予定ですって。でも、実際に分娩するのって違ってしまったりしますよね。同月だったならば問題はないのですけれども、月をまたいでしまった場合には、この軽減対象月が1か

<p>月増えると思うのですよ。その辺を教えてください。</p>
<p>○会長（吉野欽三） 暫時休憩します。</p>
<p>○会長（吉野欽三） 再開します。</p>
<p>応答： 申し訳ございません。申請した予定月又は出産した月を基準にして4か月 ということで、4と6という月は変わらずにということでございます。</p>
<p>（ 質 疑 応 答 ）</p>
<p>会長より、討論を行います。 「なし」 の声</p>
<p>討論がなければ、採決。</p>
<p>諮問第2号に賛成の方の挙手を願います。「賛成者挙手」</p>
<p>挙手全員でありますので、諮問第2号は承認されました。</p>
<p>6 その他</p>
<p>事務局より説明。</p>
<p>事務局のほうから、今後の協議会のご案内ということで、来年の1月下旬から2月 の頭に、まず当初予算の関係、それと限度額の引上げが、これが今本市102万円でご ざいますけれども、これを104万円に引き上げるというようなことで、現状の法律の 限度額が今104万円なのですけれども、これに合わせるといったことのご審議をお願 いしたいということになります。今、一部報道で、さらに106万円に引上げといった ことも報道されてございますので、そういったことを踏まえながらご議論いただい ければというように今考えているところでございます。一応そういったことで、1月 の下旬から2月の中旬頃にまた開催ということでご案内をさせていただくというよ うな形になるかと思えます。 以上です。</p>
<p>（ 質 疑 応 答 ）</p>
<p>なし</p>
<p>7 会議録の確認</p>

会議録がまとまり次第、向井委員と東海林委員に署名依頼

8 閉 会 吉野会長